

▶ 本人確認

近年、消費者金融から借入を行うなどの目的で本人になりすまし、婚姻・養子縁組・住民異動などの虚偽の届出を提出し、戸籍や住民票に真実でない事項が記載されたり、証明書を不正に取得する事件が多数発生しています。

富山市では、このような虚偽の届出や申請を未然に防ぐため、各種届出や申請の際に本人確認を実施しています。

市民のみなさまのご協力をご理解をお願いします。



本人確認が必要になる届出

戸籍届

創設的な（認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚）届 不受理申出

住所異動届

転入届、転居届、転出届、世帯変更届

証明書発行

住民票、戸籍証明書 など

※印鑑登録や公的個人認証などの手続きを即日でされる場合は、官公署発行の顔写真付の本人確認できる書類が必要になります。

ご不明な点はお問合せください。

本人確認できる書類について

(1) 1点の書類で確認するもの（1号書類）

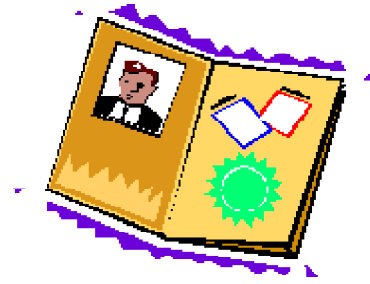
官公署発行の顔写真付の身分証明書のうち「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できるもの

※有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限る

- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 個人番号カード
- 住民基本台帳カード（写真付）
- 船員手帳
- 海技免状
- 小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 戦傷病者手帳



- 宅地建物取引主任者証
- 電気工事士免状
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特種電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 教習資格認定証
- 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳（写真付）
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）
- その他官公署の発行した身分証明書（写真付）



(2) 複数の書類で確認するもの（2号書類）

「(イ) 1点+ (ロ) 1点」または「(イ) 2点」

(イ)

- 被保険者証（国民健康保険、健康保険、後期高齢、船員保険、介護保険など）
- 共済組合員証
- 国民年金手帳
- 年金証書（国民年金、厚生年金、船員保険など）
- 共済年金・恩給の証書
- 住民基本台帳カード（写真なし）
- 戸籍等の交付請求書に押印した印鑑にかかる印鑑証明書
- 市町村長が上記に準ずるものとして適当と認める書類
（ただし、とやま広域窓口サービスの場合不可）

(ロ)

- 学生証
- 法人の身分証（官公署発行のものを除く）
- その他官公署が発行した写真付資格証明書（1号書類を除く）

※上記（1）または（2）をご提示いただけない場合、聴聞（口頭での質問）や、届出人・異動対象者・世帯主などに、届出があったことを通知させていただく場合があります。また、手続きによっては受付できない場合もありますのでご了承ください。

<参考>

平成16年1月5日か
ら 戸籍・住民異動届出の際の本人確認開始

- 平成17年4月1日か
ら 郵送による転出届の際の本人確認開始
- 平成20年5月1日か
ら 戸籍・住民票など証明申請の際の本人確認開始
(戸籍法・住民基本台帳法の改正により本人確認が法律上のルールになりました。)